

財政援助団体等監査結果 に基づく措置通知

(平成26年11月28日)

T-CAS

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた
旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成26年11月28日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧】

H26.11.28

| 措置通知 No. | 監査実施年度 | 告示日 | 告示番号※ | 区分※ | 項目 | 公表文該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|----------|--------|----------|-------|-----|----------------------------------|----------|-------|--------------------|----------|
| No.1 | H24 | H25.3.29 | 第10号 | 指摘 | 収支に係る決裁を適切に作成すべきもの | P6 | 市民政策局 | 政策課 (男女共同参画推進室) | H26.11.5 |
| No.2 | | | | 意見 | 就業規則及び雇入通知書と職員の就業等に係る実態との整合性について | P7 | | | |

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

| | | | |
|--------------------|---|-----------------------------|-------------------------|
| 監査実施年度 対象局等 | 平成24年度 市民政策局 政策課（男女共同参画推進室） 特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット | | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告 示 日 | 平成25年3月29日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 措 置 通 知 日 平成26年11月5日 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 収支に係る決裁を適切に作成すべきもの | | |
| 内 容 | <p>基本協定書第17条では、管理業務に係る経理と指定管理者自体の経理は区分し、独立した帳簿類を整備しなければならないと規定しているが、管理業務以外の経費等を誤って出し入れし、それを正す処理を行った際、予算差引簿には出入金を記載しているものの、支出伺兼支出調書等を作成していないものが見受けられたので、今後は、誤った出入金を正す場合においても支出伺兼支出調書等を作成するなど、収支に係る決裁を作成するよう改められたい。</p> | | |
| 公表文該当 ページ | 6ページ | | |
| 公表文への リンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei24/z329.pdf | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 政策課（男女共同参画推進室） |
| 対 象 団 体 | 特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット |
| 措 置 結 果 | <p>監査結果報告を受けた後、管理業務以外の経費等を誤って出し入れし、それを正す支出伺兼支出調書等を作成する事務処理は、当団体において事例がなく、同様な事務執行はしていない状況である。</p> <p>このため、是正事務の執行には至っていないが、今後は、関係諸規程を遵守し、適正な事務処理を行うよう、職員全員に周知徹底を図った。</p> |

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

| | | | |
|--------------------|---|-------|---------------------|
| 監査実施年度 対象局等 | 平成24年度 市民政策局 政策課（男女共同参画推進室） 特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット | | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告 示 日 | 平成25年3月29日 |
| 区 分 | □指摘 | ■意見 | 措置通知日 平成26年11月5日 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 就業規則及び雇入通知書と職員の就業等に係る実態との整合性について | | |
| 内 容 | 特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット就業規則に基づき作成する雇入通知書の記載事項には、職員の就業等に係る実態と整合性が取れていないものが見受けられたので、今後は、同規則の改定等を検討し、実態に即した内容の雇入通知書を作成するよう努められたい。 | | |
| 公表文該当 ページ | 7ページ | | |
| 公表文への リンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei24/z329.pdf | | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 政策課（男女共同参画推進室） |
| 対 象 団 体 | 特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット |
| 措 置 結 果 | 特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット就業規則については、職員の就業等に係る実態との整合性が図れるよう、平成25年11月に、同規則を改正した。 |